平成２５年（フ）第６６７７号
鹿児島県鹿屋市横山町2519―１、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区南橋本２丁目５―10―202
破産者　福丸　敏浩
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９８号
埼玉県さいたま市緑区大字大門2806―８
破産者　田口ひずる（旧姓久保田）
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１８号
東京都板橋区成増２丁目32―15―537
破産者　吉村　　勇
１　決定年月日　平成25年８月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９４３号
栃木県下野市下古山2328番地２
破産者　株式会社ＦｉｎｅＳｋｙ
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９４４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚838―10
破産者　小勝　達也
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９４５号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚838―10
破産者　小勝　貴子
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８８７号
東京都台東区東上野１丁目21番10号日笠ビル２Ｆ
破産者　有限会社ジュエリーパール峰
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８８８号
東京都新宿区北新宿２丁目16―17―104、開始決定時の住所東京都台東区竜泉１丁目32―８
破産者　朴　　魯文
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４号
千葉県流山市加１丁目1593
破産者　北斗エンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３５号
千葉県流山市加１丁目12―１―401
破産者　内田　雄二
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３０号
東京都中野区上高田２丁目40―14―307
破産者　津花　昭人
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０号
東京都豊島区西池袋２丁目26番６号
破産者　株式会社Ｔｅａｍ　ｏｆ　Ｐｌａｎｎｅｒｓ
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８１号
東京都練馬区南大泉５丁目21―１―102、開始決定時の住所東京都墨田区両国１丁目16―６―403
破産者　濱端　大樹
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７３９号
神奈川県川崎市幸区小向西町４丁目105番地１
破産者　有限会社ネオスペースフロンティア
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６２号
千葉県千葉市稲毛区園生町348番地33
破産者　有限会社バンビーナ
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１９号
千葉県松戸市稔台８丁目21番地の７　アベニール松戸みのり台508号
破産者　株式会社Ｊｅｗｅｌ　ｇｉｒｌ
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２０号
千葉県松戸市稔台８丁目21―７―508
破産者　安岡　利修
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１３号
東京都中央区日本橋人形町１丁目18番９号ＡＴビル６階
破産者　株式会社ヴァーテックス
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０１４号
東京都江東区大島８丁目３―12、開始決定時の住所東京都江東区白河４丁目３―１―1910
破産者　武田　　浩
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０３１号
東京都豊島区池袋２丁目78番２号
破産者　株式会社グランドスラムインターナショナル
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３３６号
東京都大田区山王２丁目27―10
破産者　桐敷　勝英
１　決定年月日　平成25年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部